

復興大臣

根本 匠 様

要 望 書

平成 2 5 年 6 月 5 日

福島県南相馬市長

桜井 勝延

福島県南相馬市鹿島区行政区長会長

郡 俊彦

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

亀岡 偉民 様

要 望 書

平成 25 年 6 月 5 日

福島県南相馬市長

桜井 勝延

福島県南相馬市鹿島区行政区長会長

郡 俊彦

南相馬市の警戒区域等は、平成24年4月に「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」の3つの区域に再編され、区域への出入りが一部緩和されたものの、当市はこれら3つの区域のほか、「特定避難勧奨地点」、「旧緊急時避難準備区域」、そして「これら区域に含まれない30km圏外の区域」に分断されており、東日本大震災から2年2ヶ月を経過した今も、地域コミュニティの維持すらままならない現状であります。

30km圏外の区域においては、震災直後から、小・中学校、幼稚園、保育園の再開や、仮設住宅の建設など行い、復興に向けた取り組みを進めました。

現在も、山野草の採取制限、水稻の作付け制限、医療や経済など南相馬市民として、生活上なんら変わりがないのにも関わらず、区域の違いによる制度上の取扱いの差、また、原子力損害賠償の取扱いの差があるため、市民の間で不公平感が増長しており、自治区、さらには、自治区内の行政区の運営にも支障を来たしている状況にあります。

このような中、復興に向けて、市民が絆を結び、力を結集していくためには、各制度及び原子力損害賠償において、市を一体とする国の支援が不可欠であります。

つきましては、30km圏外の区域に関し、以下の事項について要望します。

記

1 国民健康保険及び介護保険について

(1) 国民健康保険税の減免について

国民健康保険税の減免については、南相馬市全域を対象とし、保険税の減免額を全額財政支援すること。

(2) 介護保険料の減免について

介護保険料の減免については、南相馬市全域を対象とし、第一号保険料の減免額を全額財政支援すること。

- (3) 国民健康保険一部負担金等及び介護保険利用料の免除について
国民健康保険一部負担金等及び介護保険利用料の免除については、南相馬市全域を対象とし、免除額を全額財政支援すること。

2 原子力災害に係る損害賠償について

- (1) 精神的損害について
旧緊急時避難準備区域と南相馬市内の30km圏外の精神的損害について、賠償期間及び賠償額に差が生じないように同様の取り扱いとすること。
- (2) 営業損害、就労不能損害及び「特別の努力」について
営業損害及び就労不能損害について、解除期間とは区別し、再建に十分な期間を補償すること。
また、損害賠償金については、所得税・住民税等の課税の対象外とすること。
- (3) 資産価値の減少分について
旧緊急時避難準備区域及び30km圏外については、住宅等の補修・清掃費用として30万円が一律的な賠償基準になっているが、土地・建物・家財の価値は原子力災害によって下がっているため、資産価値の減少分について賠償すること。

3 高速道路無料措置について

- (1) 高速道路無料措置の対象範囲の拡大について
南相馬市を一体として、市内全域で現行の無料措置が受けられるよう対象範囲を拡大すること。